

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>住民基本台帳事務処理要領 【目 次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 住民票の写し等の交付</u></p> <p><u>(4) 削除した住民票の閲覧及び写し等の交付</u></p> <p><u>4 住民票の改製および再製</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記載事項(法第7条)</p> <p>ア～チ (略)</p> <p>ツ 任意事項</p> <p>市町村長は、法第7条第14号及び令第6条の2の規定により、住民の福祉の増進に資する事項で住民票の写し等の請求により<u>個人の秘密を侵すおそれがないと認められるもののうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であると</u></p>	<p>住民基本台帳事務処理要領 【目 次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 削除した住民票の閲覧</u></p> <p><u>4 住民票の写し等の交付</u></p> <p><u>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</u></p> <p><u>(2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付</u></p> <p><u>(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）</u></p> <p><u>(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付</u></p> <p><u>(5) 削除した住民票の写し等の交付</u></p> <p><u>5 住民票の改製および再製</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 記載事項(法第7条)</p> <p>ア～チ (略)</p> <p>ツ 任意事項</p> <p>市町村長は、法第7条第14号及び令第6条の2の規定により、住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要であると認めるもの（以下「任意事項」という。）を住民票に記載することができること</p>

認めるもの（以下「任意事項」という。）を住民票に記載することができることとされているので、住民基本台帳に基づき各種行政事務を処理するため、次のような事項を記載する等の措置を講じ、積極的に活用されることが適当である。

（以下略）

## 2 住民票の記載等の手続

(1)～(3) (略)

(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理

ア 請求の受理（法第30条の3第2項）

(ア) (略)

(イ) 変更請求書の提出の際に提示させる書類

変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の3及び規則第9条）、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 住民基本台帳カード（請求書の提出時点で有効期間内であって、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号。以下「カード技術基準」という。）第3-1-(2)の住民基本台帳カードの運用状況（以下「カード運用状況」という。）が運用中である住民基本台帳カードに限る。）又は運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定に

とされているので、住民基本台帳に基づき各種行政事務を処理するため、次のような事項を記載する等の措置を講じ、積極的に活用されることが適当である。

（以下略）

## 2 住民票の記載等の手続

(1)～(3) (略)

(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理

ア 請求の受理（法第30条の3第2項）

(ア) (略)

(イ) 変更請求書の提出の際に提示させる書類

変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の3及び規則第9条）、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 住民基本台帳カード（請求書の提出時点で有効期間内であって、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号。以下「カード技術基準」という。）第3-1-(2)の住民基本台帳カードの運用状況（以下「カード運用状況」という。）が運用中である住民基本台帳カードに限る。）又は運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定に

より交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、各種年金証書等が考えられる。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類。

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書その他市町村長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

イ～オ (略)

(5) (略)

### 3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由（犯罪捜査等のための請求にあっては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名等を明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる（法第11条第1項、第2項）。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実

より交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、各種年金証書等が考えられる。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類。

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書その他市町村長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

イ～オ (略)

(5) (略)

### 3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由（犯罪捜査等のための請求にあっては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名等を明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる（法第11条第1項、第2項）。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実

施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる（法第11条の2第1項）。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これらに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を、何人でも、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者に係る住民票コードの記載を省略した住民票の写し及び住民票コードに関する事項を除いた住民票記載事項証明書の交付を、市町村長に対して請求することができるが（法第12条第1項及び第2項）、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付について、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、それぞれその請求を拒むことができる（法第12条第5項

施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる（法第11条の2第1項）。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これらに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項及び任意事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の2第1項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の2第6項で準用する第12条第5項）。

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 請求の受理

(ア)・(イ) (略)

(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア (略)

イ 閲覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)ーイに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって、閲覧者が本人であることを

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 請求の受理

(ア)・(イ) (略)

(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

イ・ウ (略)

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア (略)

イ 閲覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)ーイに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）であって、閲覧者が本人で

確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

- (イ) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、(7)の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証明書等が考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ～ケ （略）

### (3) 住民票の写し等の交付

住民票の写し等の交付を請求する者に対し、請求事由、請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所を明らかにさせなければならない（法第12条第3項（法第12条の2第6項で準用する場合を含む。）及び住民票省令第2条）。これらの事項は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の場合と同様に、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

あることを確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された申出者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

- (イ) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、(7)の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証明書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ～ケ （略）

### (3) 消除した住民票の閲覧

既に住民票の全部が消除された住民票については、その閲覧の請求又は申出に応じる必要はない。

### 4 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる（法第12条第1項）。この請求は、請求者の氏名及び住所、請求の対象とする者の氏名などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされて

おり（法第12条第2項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条第3項）。この場合、現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、市町村長に対し、請求者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条第4項）。なお、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなき場合には、その請求を拒むことができる（法第12条第6項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票コードの記載を省略した住民票の写し等の交付を請求することができる（法第12条の2第1項）。この請求は、請求をする国又は地方公共団体の機関の名称、請求の対象とする者の氏名及び住所、請求事由などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の2第2項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の2第3項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、住民票の写しで一定の事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第1項）。また、市町村長は、特定事務受任者（弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。以下同じ。）から、受任している事件又は事務の依頼者が、前記の①から③に掲げる者に該当することを理由として、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第2項）。これらの申出は、申出者の氏名及び住所、申出の対象とする者の氏名及び住所、利用の目的、特定事務

① 請求書による請求の場合（ただし、②及び④に係るものを除く。）

ア 請求の受理

（ア）次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求事由

住民票の写し等の交付を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じて請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

B 請求者の氏名及び住所

受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の3第4項）、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の3第5項）。この場合、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、市町村長に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条の3第6項）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項及び任意事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の4第1項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の4第6項で準用する第12条第6項）。

住民票の写し等の交付の請求又は申出に当たっては、請求又は申出をする者に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書又は申出書の様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

（ア）次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

ただし、請求者自らが現に請求の任に当たっていない場合には、現に請求の任に当たっている代理人その他の者が記載することで差し支えない。

また、請求書において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」を具体的に明らかにさせる必要がある。これらの字句をあらかじめ請求書に印刷しておき、該当するもの



請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

C 請求に係る住民の氏名及び住所

氏名及び住所のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合

A 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第12条第3項及び住民票省令第3条）。

(A) 住民票に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者が(ア)－B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(B) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨並びに(ア)－B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(C) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨並びに(ア)－B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(D) 市町村長（指定都市にあっては区長）が相当と認める場合

B A－(A)、(B)及び(C)に掲げる者の職名、資格等については、請求書等において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」、「〇〇市△△課長」、「弁護士」等具体的に明らかにさせる必要がある。また、これらの字句をあらかじめ請求書に印刷しておき、該当するものを○で囲む方法でも差し支えない。

さらに、これらの者の職名、資格等については、原則と

を○で囲む方法でも差し支えない。

B 現に請求の任に当たっている者の氏名及び住所

現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人その他請求者と異なるときは、請求の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署又は押印を求めることが適当である。

なお、請求者が請求の任に当たっている場合には省略させることが適当である。

C 請求対象者の氏名

氏名のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

D 請求事由

AからCまでに掲げる事項を明らかにして請求する場合には請求事由を明らかにさせることを要しないが、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合その他市町村長が法第12条第6項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要があると認める場合には、請求事由を明らかにさせる（法第12条第2項第4号及び住民票省令第4条第2項第1号）。なお、その他市町村長が請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合としては、ストーカー行為等の被害者に係る請求である場合等が考えられる。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる。（法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号）

A 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等であって、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認

して請求書の記載、押印等により判断すれば足りるが、請求書の記載等から請求者の資格等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、身分証明書の提示を求め、又はA-(B)若しくは(C)に掲げる者の所属する官公署若しくは団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

なお、国又は地方公共団体の職員が請求に際してその職名を明らかにすることがその職務に支障を及ぼす場合においては、職名を明らかにさせることに代えて、身分証明書等その身分を明らかにする書類を提示させることで足りるものである。

C A-(B)及び(C)の「職務上の請求である旨」とは、当該請求が職務上の請求であることを明らかにさせれば足りるものである。

D 国又は地方公共団体の職員が請求に際して明らかにする住所は、当該職員が所属する官公署の所在地で足りるものである。

E 日本放送協会、日本下水道事業団等の特殊法人等の役員又は職員が、その職務上、請求事由等を明らかにして請求する場合には、これらの法人が特別の法律によって設置されたものでありその業務が高い公共性を有することに鑑み、当該特殊法人等の業務に支障を及ぼすことのないような対応を行う必要がある。

定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は本人であることを説明させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

市町村長が適当と認める書類とは、Aに掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

本人であることを説明させる方法としては、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）について口頭で陳述させることなどが考えられる。

市町村長が適当と認めることができるのは、Aに掲げる方法に準ずる方法であり、これと同水準の本人である旨の心証形成が必要なため、このように補充的に確認のための行為を積み重ねることが適当である。

証明書等の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行うことが適当である。

さらに、これらの本人確認方法に併せて、必要に応じ、現に請求の任に当たっている者が、当該市町村の住民である場合には当該市町村の住民基本台帳と照合して本人確認を行い、代理人又は使者であって当該市町村以外の市町村の住民である場合には住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して本人確認を行うことが考えられる。

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示さ

せた証明書等の種類等を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

(ウ) 現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人又は使者である場合に、その権限を以下のいずれかの方法により明らかにさせる（法第12条第4項及び住民票省令第6条）。

A 現に請求の任に当たっている者が法定代理人の場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

当該市町村において管理する戸籍簿で法定代理人であることが確認できる場合は、必ずしも書類の提出を求めなくともよいが、戸籍簿で確認できた旨を請求書の余白に記載することが適当である。

B 現に請求の任に当たっている者が任意代理人又は使者である場合には、委任状を提出する方法

委任状に請求者の自署又は押印を求めることにより、任意代理人又は使者であることの資格を確認することが適当である。

C やむを得ない理由によりA又はBの書類を提示し、又は提出することができない場合には、請求者の依頼により又は法令の規定により請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が適当と認める方法

請求者の依頼により又は法令の規定により請求の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法としては、窓口において、代理人又は使者であることを確約する旨記載した書類を作成し、提出させることなどが考えられる。

また、親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による請求については、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると認めた場合には、必ずしも委任状の提出を求めず、このように確約した書類で代替してもよい。

さらに、このような書類の提示又は提出があった場合で

(ウ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

(エ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票コードを記載した住民票の写し等の交付の請求があった場合には、請求者が本人であることを確認するための書類を提示させることとし、その取扱いは、第2-2-(4)-ア-(イ)に準じて取り扱うこと。

なお、住民票コードを記載した住民票の写し等の交付請求については、本人又は同一世帯に属する者からの請求に限られており、国若しくは地方公共団体の職員による職務上の請求又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士による職務上の請求であっても認められないものであること。また、住民票コードについては、法第30条の42及び第30条の43において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、市町村長は、住民票コードを記載した住民票の写し等の交付に当たっては、慎重に取り扱うことが適当である。

(オ) 法第12条第6項の規定により、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合についても、(ア)及び(ウ)に準じて取り扱うことが適当であるが、送付された書面の記載のみでは請求事由等が具体的に明らかにならない場合等、これ

も必要と判断されるときは、適宜、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するなど、補充的に代理権限等の確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、A及びBに掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の代理権限等を有する旨の心証形成が必要なためである。

なお、AからCまでの方法による代理人又は使者の権限確認に加え、必要に応じ、請求者本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求めることができる（住民票省令第6条柱書後段）。この場合の本人確認書類については、(イ)-A又はBに掲げる書類に準ずることが適当である。

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)及び(イ)のほか第6-10によるものとする。

(オ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票コードを記載した住民票の写し等の交付請求については、住民票コードには、法第30条の42及び第30条の43において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられ、秘密保持義務によって保護されていること等から、住民票コードを記載した住民票の写し等の交付に当たっては、慎重に取り扱うことが適当であり、本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。ただし、同一の世帯に属する者以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない）であっても、(ウ)により、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができる。この場合、住民票コードの性格にかんがみ、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便）により送付する方法が適当である。

らの事項に疑義がある場合は交付すべきでないことはいうまでもない。

なお、住民票コードを記載した住民票の写しの送付の求めがあった場合は、第2-2-(4)-ア-(イ)に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

イ 作成

(ア) (略)

(イ) 住民票の写しは、特別の請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。

A 法第7条第4号及び第5号及び自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付の請求があった場合は第13号に掲げる事項

B 法第7条第9号から第11号の2までに掲げる事項（個別事項）

C 任意事項及び法第7条に規定する記載事項以外の事項

D 消除された従前の表示

(ウ)～(ケ) (略)

ウ (略)

イ 作成

(ア) (略)

(イ) 住民票の写しは、特別の請求がある場合を除き、次の事項は省略してもよい。

A 法第7条第4号、第5号及び第9号から第14号までに掲げる事項の全部又は一部

B 任意事項及び法第7条に規定する記載事項以外の事項

C 消除された従前の表示

(ウ)～(ケ) (略)

ウ (略)

② 郵便等による請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 法第12条第7項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、請求書において、①-ア-(ア)に掲げる事項のほか、請求者の住所以外の場所に送付を求めるときは、その理由及び送付すべき場所を明らかにさせる（法第12条第7項並びに住民票省令第4条第2項第2号及び第7条）。

なお、送付された書面の記載のみでは必要な事項が具体的に明らかにならない場合やこれらの事項に疑義がある場合には、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って内容を補足するなど慎重に取り扱うことが適当である。

請求者の住所以外の場所への送付は、いかなる場所でもよいわけではなく、請求者に直接手交した場合と同様に評価で

- ② ファクシミリによって伝送された請求書による請求の場合  
ア 請求の受理

きる場所に限り送付することが適当である。

このため、理由を厳格に審査し、必要であるときは、送付場所を確認できる資料の送付や提出などを求める。

送付場所の例としては、請求者の勤務先、(ウ)により代理人の権限が明らかにされ、心証が形成された場合の代理人の住所などが考えられる。

- (イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについては、①-ア- (イ) - A 又は B に掲げる書類の写しを送付し、現に請求の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が①-ア- (イ) に準ずるものとして適当と認める方法により、明らかにさせる（住民票省令第5条第3号）。

また、書類の写しの送付があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により、現に請求の任に当たっている者を通話口呼び出し、口頭で質問を行うなど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、①-ア- (イ) - A 及び B に掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の本人である旨の心証形成が必要なためである。

- (ウ) 現に請求の任に当たっている者が請求者の代理人である場合に、①-ア- (ウ) の方法に準じて、その権限を明らかにさせる。

#### イ 作成

作成については、①-イに準じて取り扱う。

#### ウ 交付

- (ア) 郵便等による請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、住民票に記載された請求者の住所あて郵便等により行うことを原則とする。

ただし、ア- (ア) により、請求に際して、別に送付場所が明らかにされた場合において、理由及び送付場所が正当と認められるときは、請求者の住所以外の場所あてに行うことができる。

- (イ) その他交付については、①-ウに準じて取り扱う。

- ③ ファクシミリによって伝送された請求書による請求の場合  
ア 請求の受理

(ア) (略)

(イ) ファクシミリによる請求が認められるのは、請求者が本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求する場合に限られる。

(ウ) 原請求書においては次に掲げる事項を明らかにさせる。なお、(イ)の取扱いにより、請求事由については明らかにさせることを要しない。

A 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、原請求書において自署又は押印を求めることが適当である。

B 請求に係る住民の氏名及び住所

請求に係る住民の氏名及び住所については、①-ア-(ア)-Cに準じて取り扱う。

イ (略)

ウ 交付

(ア) ファクシミリによる請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、住民票に記載された請求者の住所あて郵便により行う。

(イ) (略)

③ 請求者識別カードによる請求の場合

ア 請求の受理

(ア) (略)

(イ) 請求者識別カードによる請求が認められるのは、請求者が本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求する場合に限られる。

(ウ) 請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所については、請求者識別カードによる入力により明らかにさせる。

なお、(イ)の取扱いにより、請求事由については明らかにさせることを要しない(法第12条第3項及び住民票省令第3条第1号)。

イ～オ (略)

④ 電子情報処理組織を使用した請求の場合

ア 請求の受理

(ア) (略)

(イ) 原請求書においては①-ア-(ア)に掲げる事項を明らかにさせる。

イ (略)

ウ 交付

(ア) ファクシミリによる請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、住民票に記載された請求者の住所あて郵便等により行うことを原則とする。

(イ) (略)

④ 請求者識別カードによる請求の場合

ア 請求の受理

(ア) (略)

(イ) 請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名については、請求者識別カードによる入力により明らかにさせるものとし、請求書は要することとせず、エの記録をもって替えることとする。

イ～オ (略)

⑤ 電子情報処理組織を使用した請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 市町村長は、電子情報処理組織（市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第5-5-(1)-オ及び(2)-エを除き、以下同じ。）を使用して行った住民票の写し等の交付請求（以下「電子情報処理組織を使用した請求」という。）を受理することができる（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第152号。以下「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「主務省令」という。）第3条）。

(イ) ①-ア-(ア)-A、B及びCに掲げる事項を請求者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせる（主務省令第4条第1項）。

(ウ) （略）

(エ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合とその取扱いは、①-ア-(イ)と同様であるが、送信された事項のみでは請求事由等が具体的に明らかにならない場合等、これらの事項に疑義がある場合には、住民票の写し等を交付すべきでないことはいうまでもない。

イ・ウ （略）

## ⑤ 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求書による請求の場合

### ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

#### A 請求者の氏名及び住所

請求者の自署又は押印については、(1)-ア-(ア)-Bに準じて取り扱う。

#### B 請求者の住民票コード又は請求者の出生の年月日及び男女の別

請求者が住民基本台帳カードを提示した場合は、当該住民基本台帳カードから住民票コードを読み出すので、請求者の住民票コードについては明らかにさせることを要しな

(ア) 市町村長は、電子情報処理組織（市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第6-5-(1)-オ及び(2)-エを除き、以下同じ。）を使用して行った住民票の写し等の交付請求（以下「電子情報処理組織を使用した請求」という。）を受理することができる（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第152号。以下「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「主務省令」という。）第3条）。

(イ) ②-ア-(ア)に掲げる事項を請求者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせる（主務省令第4条第1項）。

(ウ) （略）

(エ) なお、送信された事項のみでは必要な事項が具体的に明らかにならない場合等、これらの事項に疑義がある場合には、住民票の写し等を交付すべきでないことはいうまでもない。

イ・ウ （略）

## ⑥ 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求書による請求の場合

### ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

#### A 請求者の氏名及び住所

請求者の自署又は押印については、①-ア-(ア)-Aに準じて取り扱う。

#### B 請求者の住民票コード又は請求者の出生の年月日及び男女の別

請求者が住民基本台帳カードを提示した場合は、当該住民基本台帳カードから住民票コードを読み出すので、請求者の住民票コードについては明らかにさせることを要しな



い（規則第5条第1項）。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを請求書に記載する。

C 請求に係る住民の氏名及び住所

(イ) 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求が認められるのは、請求者が本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求する場合に限られるので、請求事由については明らかにさせることを要しない（法第12条の2第6項で準用する第12条第3項及び住民票省令第3条第1号）。

(ウ) 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求があった場合には、住民基本台帳カード（請求書の提出時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものを提示させ（法第12条の2第1項及び規則第5条第2項）、請求者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建

い（規則第4条第1項）。この場合において、市町村職員は、当該読み出した住民票コードを請求書に記載する。

C 請求に係る住民の氏名及び住所

(イ) 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求が認められるのは、請求者が本人又は本人と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求する場合に限られるので、請求事由については明らかにさせることを要しない（法第12条の4第6項で準用する第12条第2項）。

(ウ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法については、①-ア-(イ)-Aに準じて取り扱う。

。

住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(エ) (略)

イ 作成

(ア) (略)

(イ) 住所地市町村長は、交付地市町村長に第6-1-エの事項を通知し、交付地市町村長は、当該通知に基づき住民票の写しを作成する（令第15条の3第1項）。

住民票の写しを交付するに当たっては、特にその住民票が正確であるかどうかについて留意する必要があるので、届出、通知等により修正、消除等をすべき住民票が未処理のままである場合等においては、住所地市町村長は、その旨を交付地市町村長に連絡することにより、当該住民票の写しを交付するようなことのないようにする。

(ウ)～(オ) (略)

ウ 交付

交付地市町村長が住民票の写しを交付する場合には、その住民票の写しの末尾に住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が法第12条の2第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものである旨を記載する（令第15条の3第2項）とともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

この記載は、次の例によることが適当である。

A 世帯全員の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の2第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

B その他の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が住民基本台帳法第12条の2第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

(エ) (略)

イ 作成

(ア) (略)

(イ) 住所地市町村長は、交付地市町村長に第6-1-エの事項を通知し、交付地市町村長は、当該通知に基づき住民票の写しを作成する（令第15条の4第1項）。

住民票の写しを交付するに当たっては、特にその住民票が正確であるかどうかについて留意する必要があるので、届出、通知等により修正、消除等をすべき住民票が未処理のままである場合等においては、住所地市町村長は、その旨を交付地市町村長に連絡することにより、当該住民票の写しを交付するようなことのないようにする。

(ウ)～(オ) (略)

ウ 交付

交付地市町村長が住民票の写しを交付する場合には、その住民票の写しの末尾に住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものである旨を記載する（令第15条の4第2項）とともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

この記載は、次の例によることが適当である。

A 世帯全員の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

B その他の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

(2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を公文書である請求書において明らかにさせる。ただし、公文書と一体と認められる形式であれば足り、必ずしも公文書の書面上にすべての事項が記載されなくてもよい（法第12条の2第2項及び住民票省令第8条）。

A 請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

具体的には、例えば、「総務省」、「〇〇市長」などが該当する。

なお、国の機関には、国のすべての行政機関のほか、国会及び裁判所が含まれ、地方公共団体の機関には、執行機関、附属機関のほか、議会も含まれる。

B 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

「〇〇市△△課長」等具体的に明らかにさせる必要がある。

C 請求対象者の氏名及び住所

D 請求事由

遂行する法令で定める事務を含め、具体的に明らかにさせることとし、内容が明確でない場合には、必要に応じ、適宜、請求の任に当たっている職員に質問等を行い、その内容につき確認する。

確認をした際には、確認ができた旨及び確認の方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

なお、請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものについては、請求事由を明らかにすることが困難な理由、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称を明らかにさせる。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる（法第12条の2第3項並びに住民票省令第9条第1号及び第2号）。

A 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示する方法

B Aの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、又は提出する方法

市町村長が適当と認める書類については、(1)－①－ア－(イ)－Aに準じて取り扱う。

国又は地方公共団体の機関の請求の場合、通常、Aに掲げる方法で足りるものであり、公文書も提出されることから、A及びB以外のその他の方法は考えなくてよい。

なお、請求書の記載等から職員の職名に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、その者の所属する官公署に電話で照会する等の方法により確認することが適当である

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示させた証明書等の種類等を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

#### イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱う。

#### ウ 交付

交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

### ② 郵便等による請求の場合

#### ア 請求の受理

(ア) 法第12条の2第5項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、①－ア－(ア)に掲げる事項のほか、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地を明らかにさせる（法第12条の2第5項及び住民票省令第8条第2項第2号）。

なお、送付された書面に記載された所在地が誤っている場合等、これらの事項に疑義がある場合には、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って内容を補足、修正する等慎重に取り扱うことが適当である。

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについては、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しを送付する方法その他の市町村長が適当と認める方法により、明らかに

させる（住民票省令第9条第3号）。

書類の写しの送付があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により、現に請求の任に当たっている者を通話口呼び出し、口頭で質問を行うなど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、①－ア－(イ)－A及びBに掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の本人である旨の心証形成が必要なためである。

なお、公文書に現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名が記載されている場合など、公文書の記載内容から、現に請求の任に当たっている者について、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる方法によった場合と同水準の本人である旨の心証形成が得られる場合には、①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しの送付を要さないものとして取り扱うことが適当である。

#### イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱う。

#### ウ 交付

(ア) 郵便等による請求に対する住民票の写し等の交付の方法については、国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地あて郵便等により行う。

(イ) その他交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

#### ① 窓口における申出の場合

##### ア 申出の受理

(ア) 次に掲げる事項を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項）。

##### A 申出者の氏名及び住所

申出者の氏名については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。ただし、申出者自らが現に申出の任に当たっていない場合には、現に申出の任に当たっている代理人その他の者が記載することで差し支えない。

申出者が法人である場合には、その名称、代表者又は管

理人の氏名及び主たる事務所の所在地を明らかにさせる。申出の意思を明らかにさせるため、法人の代表者印の押印等を求めることが適当である。

この場合において、申出者が弁護士法人その他の法第12条の3第3項に挙げられる法人であるときは、代表者又は管理人は、法人一般に係る代表者又は管理人と解する必要はなく、その申出に係る業務に関して主として執行責任を有している弁護士等を指すものとして、これらの者の氏名の記載や押印等を求める対応で差し支えない。

主たる事務所とは、その申出に係る業務に関して主要なものの意味であり、本店、支店、営業所、事業所等が含まれるものと解して差し支えない。

#### B 現に申出の任に当たっている者の氏名及び住所

現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人その他申出者と異なるときは、申出の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署又は押印を求めることが適当である。

なお、申出者が現に申出の任に当たっている場合には省略させることが適当である。

#### C 申出対象者の氏名及び住所

#### D 利用の目的

利用の目的は、法第12条の3第1項各号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するために明らかにさせる。したがって、例えば「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。

具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並び

にその利用を必要とする理由を明らかにさせることが考えられる。

また、必要に応じて、疎明資料を提示又は提出させることにより、事実確認を行うことが適当である（住民票省令第10条第1項後段）。

なお、法第12条の3第1項各号に該当する正当な理由が認められるものの例としては、

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合
  - ・債務者（生命保険会社、企業年金等）が債務の履行（満期となった生命保険金、年金等の支払い）のために債権者本人（被保険者、年金受給者等）の住民票の写しを取得する場合
  - ・相続手続や訴訟手続などに当たって法令に基づく必要書類として関係人の住民票の写しを取得する場合
  - ・日本放送協会、日本下水道事業団等の特殊法人等の役員又は職員が、その法人等の法令による事務を円滑に遂行するために関係者の住民票の写しを取得する場合
  - ・特殊法人等が公共用地の取得のために関係人の住民票の写しを必要とする場合
  - ・学術研究等を目的とする機関が、公益性の観点からその成果を社会に還元するために、疫学上の統計データをを得る目的で、ある母集団に属する者を一定期間にわたり本人承諾等の下で追跡調査する必要がある場合
  - ・弁護士等が法令に基づく職務上の必要から、特定事務受任者としてではなく、自らの権限として関係人の住民票の写しを取得する場合
- などが挙げられる。

このうち、弁護士が正当な理由を有する場合の具体的な例としては、以下のような業務が挙げられる。

- ・刑事に関する事件における弁護人としての業務
- ・少年の保護事件又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第3条に規定する処遇事件における付添人としての業務

- ・逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐人としての業務
- ・人身保護法（昭和23年法律第199号）第14条第2項の規定により裁判所が選任した代理人としての業務
- ・人事訴訟法（平成15年法律第109号）第13条第2項及び第3項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人としての業務
- ・民事訴訟法（平成8年法律第109号）第35条第1項に規定する特別代理人としての業務

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法については、(1)－①－ア－(イ)に準じて取り扱う（住民票省令第11条第1号）。

(ウ) 現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者である場合には、(1)－①－ア－(ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる（住民票省令第12条）。

申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が法人の代表者のときは代表者の資格証明書を、代表者以外の者のときは代表者が作成した委任状又は社員証を提出させる等、法人と現に申出の任に当たっている者との関係を明らかにさせることが適当である。

なお、申出者が弁護士等の場合において、弁護士等の事務補助者又は弁護士等の事務所に所属する事務補助者であることを証する書類により、当該弁護士等と現に申出の任に当たっている者との関係が明らかな場合は、このような事務補助者証によって権限が確認されたものとして差し支えない。

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6－10によるものとする。

#### イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項のみを表示させることとする。ただし、ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示で



きる。

ウ 交付

交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

② 郵便等による申出の場合

ア 申出の受理

(ア) 法第12条の3第9項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、申出書において、①－ア－(ア)に掲げる事項のほか、申出者の住所（申出者が法人である場合にあっては主たる事務所の所在地）以外の場所に送付を求めるときは、その理由及び送付すべき場所を明らかにさせる（住民票省令第10条第2項）。

以上のほか、(1)－②－ア－(ア)に準じて取り扱う。

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることについては、当該者が、(1)－①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写しを送付し、現に申出の任に当たっている者の住所を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が(1)－①－ア－(イ)に準ずるものとして適当と認める方法により、明らかにさせる。

また、申出者が法人の場合は、現に申出の任に当たっている者が当該法人の役職員又は構成員であるときは、(1)－①－ア－(イ)－A又はBに掲げる書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が適当と認める方法により、明らかにさせる（住民票省令第11条第3号）。

なお、書類の写しの送付があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、電話により、現に申出の任に当たっている者を通話口呼び出し、質問を行うなど、補足的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。市町村長が適当と認めることができるのは、①－ア－(イ)－A及びBに掲げる方法に準ずる方法であり、これらと同水準の本人である旨の心証形成が必要なためである。

(ウ) 現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人である場合には、①－ア－(ウ)に準じてその権限を明らかにさせる（

住民票省令第12条）が、社員証や事務補助者等の写しを送付する取扱いが適当である。

イ 作成

作成については、①－イに準じて取り扱う。

ウ 交付

(ア) 郵便等による申出に対する住民票の写し等の交付の方法については、申出者の住所（申出者が法人である場合にあつては主たる事務所の所在地）あて郵便等により行うことを原則とする。

ただし、ア－(ア)により、申出に際して、別に送付場所が明らかにされた場合において、理由及び送付場所が正当と認められるときは、申出者の住所（申出者が法人である場合にあつては主たる事務所の所在地）以外の場所あてに行うことができる。

(イ) その他交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

③ 電子情報処理組織を使用した申出の場合

(1)－⑤に準じて取り扱う。

(4) 本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア) (3)－①－ア－(ア)－AからDまでに掲げる事項のほか、

A 特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類

B 依頼者の氏名又は名称

を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項及び令第15条の2）。

この場合、申出が正当なものかどうかを判断するため、受任している事件又は事務の依頼者に係る利用目的を明らかにさせる必要がある。

具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合は、提

出すべき国又は地方公共団体の機関及び提出を必要とする理由、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合は、住民票の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を明らかにさせることが考えられる。

また、当該受任している事件又は事務についての業務が、次に掲げるものである場合には、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類を明らかにすれば足りる。

これらは、受任事件又は事務に紛争処理手続としての性格が認められるものであり、依頼者の権利行使等の意思は明確であり、関係する第三者に係る住民票の記載事項を利用して対外的に証明する必要性が典型的に存在する。

申出に際して、依頼者の氏名や名称を明らかにすれば、特定事務受任者の業務遂行に支障が生じたり、依頼者に係る保護すべき情報の存在が類推されてしまうなどのおそれがあるため、Bに掲げる依頼者の氏名又は名称を明らかにすることを不要としたものである。

- ・ 弁護士（弁護士法人を含む。）の場合は、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の6第1項各号に規定する代理業務を除く。）
- ・ 司法書士（司法書士法人を含む。）の場合は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第3号及び第6号から第8号までに規定する代理業務（同項第7号及び第8号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第6号に規定する代理業務を除く。）
- ・ 土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）の場合は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第288号）第3条第1項第2号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務
- ・ 税理士（税理士法人を含む。）の場合は、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第1号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
- ・ 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）の場合は

、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の3に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第1号の4から第1号の6までに規定する代理業務（同条第3項第1号に規定する相談業務を除く。）

・弁理士（特許業務法人を含む。）の場合は、弁理士法（平成12年法律第49号）第4条第1項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第2項第1号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第2号に規定する代理業務、同法第6条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第6条の2第1項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（特許業務法人については、同法第6条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第6条の2第1項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることについて、(1)－①－ア－(イ)－Aに掲げる書類又は特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務補助者であることを証する書類を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法により明らかにさせる（住民票省令第11条第2号）。

特定事務受任者であることを証する書類は、弁護士等の氏名、登録（会員）番号、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、写真が貼付されているものとする。特定事務受任者の事務補助者であることを証する書類は、補助者の氏名、補助者を使用する弁護士等の氏名（又は補助者の所属する弁護士等の事務所の名称）、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、写真が貼付されているものとする

。これらの書類は、提示時点において有効なものに限るものとする。

ここで、住民票の写し等の交付を申し出る書類を発行する特定事務受任者の所属する会には、各地域単位の会のほか、全国単位の連合会も含まれるものである。

なお、弁護士による申出の場合に、弁護士が弁護士証を提示できないときは、これに代替するものとして、弁護士記章による確認方法についても、市町村長が準ずる方法として認めることが適当である。この場合、具体的には、弁護士会（日本弁護士連合会を含む。以下同じ。）が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表していることを要するものとし、その上で、弁護士記章を提示させ、弁護士会発行の様式に記載された申出書の内容と合わせて弁護士の氏名及び事務所の所在地を確認するものとする。弁護士会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているとは、弁護士の氏名及び事務所の所在地が弁護士会のホームページ上で公開され、かつ、弁護士の氏名からその所属事務所の所在地を検索できる場合を想定している。

(ウ) 現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者である場合には、(3)－①－ア－(ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる（住民票省令第12条）。

(エ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、第6－10によるものとする。

#### イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項のみを表示させることとする。ただし、(3)－①－ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

#### ウ 交付

交付については、(1)－①－ウに準じて取り扱う。

② 郵便等による申出の場合

ア 申出の受理

(ア) 法第12条の3第9項の規定に基づき、郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合には、(3)-②-ア-(ア)に準じて取り扱う。

(イ) 現に申出の任に当たっている者が本人であることについては、(1)-①-ア-(イ)-Aに掲げる書類又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法により、明らかにさせる（住民票省令第11条第4号）。

ここで、住民票の写しの交付を申し出る書類を発行する特定事務受任者の所属する会には、各地域単位の会のほか、全国単位の連合会も含まれるものである。

ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、(1)-①-ア-(イ)-Aに掲げる書類又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。

特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、所属会のホームページ上で、会員の氏名及び事務所の所在地が公開され、かつ、会員の氏名からその所属事務所の所在地を検索できる場合を想定している。

イ 作成

作成については、①-イに準じて取り扱う。

ウ 交付

(ア) 郵便等による申出に対する住民票の写し等の交付の方法については、特定事務受任者の事務所の所在地あて郵便等により行うものとする。

(イ) その他交付については、(1)-①-ウに準じて取り扱う。

③ 電子情報処理組織を使用した申出の場合

(1)-⑤に準じて取り扱う。

#### (4) 消除した住民票の閲覧及び写し等の交付

既に住民票の全部が消除された住民票については、その閲覧の請求又は申出に応じる必要はなく、また、その写し又は記載をした事項に関する証明書の交付の請求については、住民票に準じて取り扱うことが適当であるが、住所地市町村長以外の市町村長に対する交付の請求については、その請求に応じる必要はない。

#### 4 住民票の改製および再製

(1)・(2) (略)

#### 第3 戸籍の附票

1・2 (略)

#### 3 戸籍の附票の写しの交付 (法第20条及び法第12条)

戸籍の附票の写し (法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)の交付は、何人でも市町村長に対してこれを請求することができる (法第20条及び法第12条第1項) が、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる (法第20条及び法第12条第4項)。

なお、戸籍の附票に記載をした事項等に関する証明の請求があった場合には、当該市町村における証明に関する事務一般の取扱いによる

#### (5) 消除した住民票の写し等の交付

既に住民票の全部が消除された住民票については、その写し又は記載をした事項に関する証明書の交付の請求又は申出については、住民票に準じて取り扱うことが適当であるが、住所地市町村長以外の市町村長に対する交付の請求又は申出については応じる必要はない。

#### 5 住民票の改製および再製

(1)・(2) (略)

#### 第3 戸籍の附票

1・2 (略)

#### 3 戸籍の附票の写しの交付

戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し (法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)の交付を請求することができる (法第20条第1項)。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、戸籍の附票の写しの交付を請求することができる (法第20条第2項)。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に戸籍の附票の写しを交付することができる (法第20条第3項)。  
また、市町村長は、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前記の①から③に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に戸籍の附票の写しを交付することができる (法第20条第4項)。  
戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理、作成及び交付は、住民票の写し等の交付の場合に準じて行われる (法第20条第5項)。

なお、戸籍の附票に記載をした事項等に関する証明の請求又は申出があった場合には、当該市町村における証明に関する事務一般の取扱

。

(1) 請求の受理

ア 戸籍の附票の写しの交付を請求する者に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第20条及び法第12条第2項並びに戸籍の附票省令第1条）。

なお、これらの事項は、住民票の写し等の交付の請求の場合と同様に、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

(ア) 請求事由

請求事由については、住民票の写し等の交付に準じて取り扱う。

(イ) 請求者の氏名及び住所

請求者の自署又は押印については、住民票の写し等の交付に準じて取り扱う。

(ウ) 請求に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示

イ 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。ただし、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第20条第2項において準用する法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第20条及び法第12条第3項並びに戸籍の附票省令第1条）。

(ア) 戸籍の附票に記載がされている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属がアの(イ)及び(ウ)に掲げる事項を明らかにして請求する場合

(イ) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨並びにアの(イ)及び(ウ)に掲げる事項を明らかにして請求する場合

(ウ) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨並びにアの(イ)及び(ウ)に掲げる事項を明らかにして請求する場合

(エ) 市町村長（指定都市にあっては区長）が相当と認める場合

なお、これらの場合については、住民票の写し等の交付に準じ

いによる。

(1) 請求又は申出の受理

ア 戸籍の附票の写しの請求又は申出の受理について、

・請求書又は申出書において明らかにすべき事項

・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が本人であることについて明らかにさせる方法

・現に請求の任に当たっている者又は現に申出の任に当たっている者が請求者又は申出者の代理人等である場合に、その権限を明らかにさせる方法

・ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱い等

は、それぞれ住民票の写しの請求又は申出の受理に準じて取り扱う。ただし、請求書又は申出書において、請求又は申出に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示を明らかにさせる（戸籍の附票省令第1条から第9条まで）。

なお、住民票の写し等の交付の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書様式又は申出書様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするのが適当である。



て取り扱う。

ウ ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、アのほか第6-10によるものとする。

エ 電子情報処理組織を使用して行った戸籍の附票の写しの交付請求については、住民票の写し等の電子情報処理組織を使用した請求と同様に取り扱う（情報通信技術利用法第3条第1項及び戸籍の附票省令第3条第1項から第3項まで）。

(2) (略)

#### 第4 届出

##### 1 届出書の様式及び規格

届出書の様式及び規格は、法定されていないが、市町村ごとに届出書の用紙を備えつけておくこととするのが適当である。ただし、付記転出届（転出届であって当該届出に係る書面に令第24条の2で定める事項が付記されたものをいい、法第24条の2第2項に規定する世帯員に関する付記転出届を含む。以下同じ。）については、郵便等による届出を受理することが想定されていることから、所定の届出書以外の書式による届出も受理する必要がある。

なお、届出書の様式は、住民の利便及び事務処理の合理化の見地より、次の点に留意しつつ、合理的な様式について創意工夫されたい。

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。（次頁）

イ 電子情報処理組織を使用して行った戸籍の附票の写しの交付請求又は申出については、住民票の写し等の電子情報処理組織を使用した請求又は申出と同様に取り扱う（情報通信技術利用法第3条第1項及び戸籍の附票省令第10条）。

(2) (略)

#### 第4 届出

##### 1 届出書の様式及び規格

届出書の様式及び規格は、法定されていないが、市町村ごとに届出書の用紙を備えつけておくこととするのが適当である。ただし、付記転出届（転出届であって当該届出に係る書面に令第24条の2で定める事項が付記されたものをいい、法第24条の2第2項に規定する世帯員に関する付記転出届を含む。以下同じ。）については、郵便等による届出を受理することが想定されていることから、所定の届出書以外の書式による届出も受理する必要がある。

なお、届出書の様式は、住民の利便及び事務処理の合理化の見地より、次の点に留意しつつ、合理的な様式について創意工夫されたい。

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。（次頁）



## 2 届出の受理

届出の受理にあたっては、次の事項について審査しなければならない。

### (1) 形式的審査

ア・イ (略)

ウ 届出書に届出人の住所および届出の年月日が記載され、届出人が署名し、または印を押しているかどうか (令第26条)。

### (2) 実質的審査

届出人の本人確認を行うものとする。

## 2 届出の受理

届出の受理にあたっては、次の事項について審査しなければならない。

### (1) 形式的審査

ア・イ (略)

ウ 届出書に届出の任に当たっている者の住所および届出の年月日が記載され、届出の任に当たっている者が署名し、または印を押しているかどうか (令第26条)。

### (2) 実質的審査

ア 現に届出の任に当たっている者に対し、本人であるかどうか確認をするため、書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする (法第27条第2項及び規則第8条)。本人確認の方法は、第2-4-(1)-①-ア-(イ) に準じて取り扱う。

この場合において、第2-4-(1)-①-ア-(イ)-Aの書類による本人確認ができなかった場合、郵便等により転出届が行われた場合、代理人又は使者による届出で委任状の文面や署名の字体等から判断して届出者からの指定の事実を特に確認する必要がある場合等においては、市町村長の判断により、届出を受理した上で届出者本人に対して届出を受理した旨の通知をすることが考えられる。

特に、転出届について本人確認が十分にできなかった場合には、通知することが適当である。

通知は、次のように行うことが適当である。なお、届出者が戸籍届に係る通知文書の対象となっている場合には、それと併せて行うことも考えられる。

#### (ア) 内容

届出年月日、届出名及び異動者の氏名並びに受理した旨を記載する。(様式例参照)

#### (イ) 宛先

届出者本人あてに、異動前住所に送付する。

#### (ウ) 通知手段

封書又は本人以外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書により、転送不要の郵便物等の扱いとして送付する。

#### (エ) 返送された場合の処理

宛先不明等により返送された通知は、再送することなく市町村において保管するものとする。保存期間は、市町村の住民異動届の保存期間と同じとする。

本人確認の結果の記録については、次のような事項を届出書の欄外の適宜の箇所に記載することが適当である。

- ・本人確認ができた場合は、本人確認ができた旨、本人確認の方法、提示させた証明書等の種類等を記載する。
- ・本人確認ができなかった場合は、住民異動届に本人確認ができなかった旨を記載する。
- ・通知をした場合は、通知した旨等を記載する。

(様式例)

住民異動届受理通知

平成 年 月 日

様

市町村長

下記の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出年月日 平成 年 月 日

届 出 名 \_\_\_\_\_

異動者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から異動前の住所にお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、下記までご連絡下さい。

市町村部課名

連絡先

また、届出をしましたは附記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実と反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する。

なお、審査にあたっては、次の点に留意する。

ア 国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍と照合し、又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、その事実を確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。

イ 国民健康保険の被保険者の資格に関する附記がされた届出が世帯員からあったときは、世帯主の確認をを求める等の方法により、その資格の異動に関する事実を確認するのが適当である。

ウ 届出書に国民健康保険または国民年金の被保険者の資格に関する附記がない場合においては、その者が現に加入している医療保険制度の名称または公的年金の名称を記載させ、またはきく等の

イ 現に届出の任に当たっている者が届出者の代理人又は使者であるとき（同一の世帯に属する者を除く。）は、届出の任に当たっている者に対し、届出者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（法第27条第3項及び規則第8条の3）。この場合には、第2-4-(1)-①-ア-ウ)に準じて、その権限を明らかにさせる。

なお、親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による届出については、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができる」と認めた場合には、必ずしも委任状の提出を求めなくてもよい。

ウ 届出をし又は附記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実と反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する。

エ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍と照合し、又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、その事実を確認したうえ、住民票の作成又は記載を行う。

(イ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する附記がされた届出が世帯員からあったときは、世帯主の確認をを求める等の方法により、その資格の異動に関する事実を確認するのが適当である。

(ウ) 届出書に国民健康保険または国民年金の被保険者の資格に関する附記がない場合においては、その者が現に加入している医療保険制度の名称または公的年金の名称を記載させ、またはき

方法によりその事実を確認することが適当である。

エ 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する附記がされた転入届を受理するにあたって、その届出書に記載された「転入をした年月日」が転出証明書に記載された「転出の予定年月日」と連続していない場合において、転入をした年月日の審査にあたっては、その間の傷病等についての保険給付等国民健康保険又は後期高齢者医療に関する事務の処理に支障が生じないように特に留意すること。

上記の審査の結果、届出書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めたうえで受理するのが適当である。

なお、審査の結果、事実と反すると認められる届出については、これに基づき住民票の記載等をすべきではないことは当然である。

### 3・4 (略)

## 第5 住民基本台帳カード

### 1 (略)

### 2 住民基本台帳カードの交付等

#### (1) 住民基本台帳カードの交付

##### ア・イ (略)

##### ウ 交付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の15第1項、規則第37条第1項）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。

Aに掲げる書類による本人確認について、住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、

く等の方法によりその事実を確認することが適当である。

(エ) 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する附記がされた転入届を受理するにあたって、その届出書に記載された「転入をした年月日」が転出証明書に記載された「転出の予定年月日」と連続していない場合において、転入をした年月日の審査にあたっては、その間の傷病等についての保険給付等国民健康保険又は後期高齢者医療に関する事務の処理に支障が生じないように特に留意すること。

上記の審査の結果、届出書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めたうえで受理するのが適当である。

なお、審査の結果、事実と反すると認められる届出については、これに基づき住民票の記載等をすべきではないことは当然である。

### 3・4 (略)

## 第5 住民基本台帳カード

### 1 (略)

### 2 住民基本台帳カードの交付等

#### (1) 住民基本台帳カードの交付

##### ア・イ (略)

##### ウ 交付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の15第1項、規則第37条第1項）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。

Aに掲げる書類による本人確認について、住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、

住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、(イ)の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B 郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

交付申請者に対する照会書は、イ－(ウ)の交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(イ)～(カ) (略)

(2)～(6) (略)

住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、(イ)の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B 郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

交付申請者に対する照会書は、イ－(ウ)の交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(イ)～(カ) (略)

(2)～(6) (略)

3 (略)

第6 その他

1 通知

住民基本台帳に関する事務に関する通知は、次のとおりである。

ア・イ (略)

ウ 住民票の写し広域交付請求通知 (法第12条の2第2項)

エ 住民票の写し広域交付通知 (法第12条の2第3項)

オ～タ (略)

(略)

ア・イ (略)

ウ 住民票の写し広域交付請求通知

交付地市町村長は、住所地市町村長に次の事項を通知する (令第15条の2第1項)。

(ア)～(エ) (略)

エ 住民票の写し広域交付通知

住所地市町村長は、交付地市町村長に住民票の写しに記載する者に係る次の事項を通知する (令第15条の2第2項)。ただし、(キ)及び(ク)については、ウー(エ)が有の場合に限り、通知する。

(ア)～(ク) (略)

オ～タ (略)

2～6 (略)

7 調査

市町村の吏員が、法第34条の規定に基づく調査を行なうにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

(表)

第 号
身分証明書
勤務課 職名 氏名

3 (略)

第6 その他

1 通知

住民基本台帳に関する事務に関する通知は、次のとおりである。

ア・イ (略)

ウ 住民票の写し広域交付請求通知 (法第12条の4第2項)

エ 住民票の写し広域交付通知 (法第12条の4第3項)

オ～タ (略)

(略)

ア・イ (略)

ウ 住民票の写し広域交付請求通知

交付地市町村長は、住所地市町村長に次の事項を通知する (令第15条の3第1項)。

(ア)～(エ) (略)

エ 住民票の写し広域交付通知

住所地市町村長は、交付地市町村長に住民票の写しに記載する者に係る次の事項を通知する (令第15条の3第2項)。ただし、(キ)及び(ク)については、ウー(エ)が有の場合に限り、通知する。

(ア)～(ク) (略)

オ～タ (略)

2～6 (略)

7 調査

市町村の職員が、法第34条の規定に基づく調査を行なうにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

(表)

第 号
身分証明書
勤務課 職名 氏名



生年月日

上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する吏員であることを証明する。

昭和 年 月 日  
市（区町村）長 氏名 印

(裏)

住民基本台帳法（抄）

(調査)

第34条 市町村長は、定期に第7条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条に規定する事項について調査をすることができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該吏員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該吏員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

8・9 (略)

生年月日

上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。

平成 年 月 日  
市（町村）長 氏名 印

(裏)

住民基本台帳法（抄）

(調査)

第34条 市町村長は、定期に第7条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条に規定する事項について調査をすることができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

8・9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条の2第1項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

B (略)

(イ)～(オ) (略)

イ～ケ (略)

コ 支援措置

(ア) (略)

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の交付について、以下のよ

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第1項及び第2項、第11条の2第1項及び第2項、第12条第1項から第4項まで及び第6項、第12条の2第1項から第3項まで、第12条の3第1項から第6項まで並びに第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項、第12条の2第2項及び第3項並びに第12条の3第4項から第6項までの規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

B (略)

(イ)～(オ) (略)

イ～ケ (略)

コ 支援措置

(ア) (略)

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以

うに取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人若しくは使者を支援対象者と取り決める、支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、ア－(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、ア－(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対する交付を防ぐため、(ア)－A－(C)に準じて請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコ

下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人又は使者を支援対象者と取り決める、支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)－A－(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコ

の支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することとしても差し支えない。

の支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。